

## 償却資産申告の手引

前年度に申告された方 — 増減申告

初めて申告される方 — 全資産申告

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。  
償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について申告が必要となります。また、資産の異動(増減)がなかった場合でも、償却資産申告書は必ず各項目を記載し、下記申告期限までにご提出をお願いします。

### ■ 申告しなければならない方

**事業(製造業、販売業、建設業、不動産賃貸業、サービス業などのすべての事業をいいます。)の用に供することができる償却資産を所有している個人・法人**またはこれらの償却資産を他の事業者に事業用として貸し付けている資産を所有している個人・法人は、償却資産申告書を提出しなければならないことになっています。(地方税法第383条)

なお、共有の事業用資産をお持ちの場合は、持分での申告ではなく、代表者を決めていただき、「代表者氏名ほか〇名」と記載し、備考欄に共有者全員の氏名・住所・持分割合を記載して下さい。

### ■ 申告書の申告期限

**令和6年1月31日(水)**です。

受付開始は、令和6年1月4日(木)です。申告期限間近になりますと受付が混雑しますので、お早めの提出をお願いします。

※窓口の混雑緩和のため、郵送や電子申告(eLTAX(エルタックス))での提出にご協力ください。  
なお、郵送による提出で受付印を押した控えが必要な場合、切手を貼付した返信用封筒の同封をお願いします。

※申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 総務部 固定資産税課

T E L 06-6383-1111 または

072-638-0007 (内線 2262~2264)

直 通 06-6383-1349

F A X 06-6383-1401

## ■ 固定資産税における償却資産とは

- 土地および家屋以外の**事業の用に供することができる資産**
- 減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの

例えば、次のようなものが申告対象となります。(次ページ「業種別の主な償却資産」もご参照ください)

資産の種類		細目
構築物	構築物	外構工事(駐車場舗装、フェンス、塀、門、自転車置場、植栽、外灯、側溝、看板、舗装路面、よう壁等)、ごみ置場、その他土地に定着している土木設備 など
	建物付属設備	受変電設備(キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、賃借人施工の内装・内部造作 など
機械及び装置		各種製造加工機械、電気機械、化学機械、印刷機械、医療用機械、搬送機械(コンベアー捲上機、起重機等)、冷暖房用附属機械(ボイラー燃焼装置、冷凍機等)、土木建設機械(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09及び000～099」の車両)) など
車両及び運搬具		台車、構内運搬車、道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9、90～99、900～999」の車両) など(自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く)
工具、器具及び備品		机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、エアコン、計算機、レジスター、放送設備、応接セット、テレビ、マネキン人形、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、ネオン、その他測定工具、取付工具、鍛圧工具、切削工具、雑工具など

## ■ 課税対象となり申告しなければならない資産

1. 耐用年数1年以上で、取得価額または製作価格が**10万円以上の資産**(ただし、取得価額10万円以上20万円未満で法人税法上または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うものを除く)
2. 耐用年数1年未満または取得価額が10万円未満であっても固定資産に計上している資産
3. 企業会計上**簿外資産**として取扱われている資産であっても、1月1日現在、事業の用に供しているものまたは供することができる状態にあるもの
4. 企業会計上**建設仮勘定**で経理されている資産であっても、その一部または全部が、1月1日現在、事業の用に供しているもの
5. 耐用年数を経過した資産で、帳簿上**残存価額のみ計上されている資産**
6. 資産の所有者が、他のものに貸し付けて、事業のために用いられているもの
7. 割賦金が未完済である割賦買入資産で、すでに事業のために用いられているもの
8. 赤字決算のため減価償却を行っていないものであっても、**本来減価償却が可能なもの**
9. **遊休資産、未稼働資産**であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
10. 清算中の法人で、自ら清算事務に供しているもの及び他事業者にも事業用で貸し付けている資産
11. 社宅、宿舍用の資産(器具備品・構築物など)
12. 道路運送車両法上に規定する**大型特殊自動車**(「長さ4.7m超」、「幅1.7m超」、「高さ2.8m超」、「最高速度毎時15km超(農耕作業用は35km以上)」のうち、ひとつでも満たす場合は申告対象)
13. **改良費**(資本的支出)に区分されるもの(新たな資産の取得とみなし、資産の名称等の欄に名称、数量、耐用年数、取得年月、改良費の価額、及び備考欄に「改良費」と記入してください。)

14. 賃貸物件などを借り受けて事業をされている方(テナント)が、自らの事業のために借家に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備や内外壁、天井、床等の仕上及び建具、配線、配管等の一切の工事費 **(賃借人(テナント)の償却資産として取り扱われます。)**

## ■ 課税対象とならない資産

1. 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
2. 家屋、建物附属設備のうち家屋として評価されているもの
3. 無形減価償却資産(特許権、商標権、ソフトウェア等)
4. 繰延資産(開業費、試験研究費等)
5. 棚卸資産(貯蔵品、商品、製品等)
6. 書画、骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは除く。)
7. 生物(鑑賞用、興業用その他これらに準ずる用に供するものは除く。)
8. 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、一時に損金に算入されたもの 又は取得価額20万円未満の資産で、3年間で一括償却の対象とされたもの。

## ■ 業種別の主な償却資産 (例示)

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各 業 種 共 通	パソコン、コピー機、エアコン、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、簡易間仕切り、サーバー、LAN配線、受変電設備(キュービクル)、屋外給排水・ガス設備、電力引込設備、太陽光発電設備、物置(基礎のないもの)、外構工事(駐車場舗装、フェンス、塀、門、自転車置場、植栽、外灯、側溝、看板、舗装路面、よう壁等) など
飲 食 業	カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、自動販売機 など
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、冷凍機、冷蔵庫、冷蔵ストッカー など
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、パーマ器、サインポール、タオル蒸器、消毒殺菌器 など
医 ( 歯 科 ) 業	各種医療機器(ベッド、手術台、分娩台、X線装置、血圧計、心電計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット等)、各種事務機器 など
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 など
鉄 工 業 金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、シャーリング、研削盤、定盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、モーター、コンプレッサー など
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機 など
建 設 業	フォークリフト、パワーショベル、ロードローラー、ショベルローラー、ブルドーザー、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、発電機など
ガソリン販売業 自動車整備業	ガソリン計量器、オートリフト、充電器、コンプレッサー、プレス、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、キャンピー(事務所と接していないもの) など
駐 車 場 業	柵、照明などの電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル等)、駐車場料金精算機、舗装路面 など
不 動 産 賃 貸 業 (共同住宅所有者)	外構工事(駐車場舗装、フェンス、塀、門、自転車置場、植栽、外灯、側溝、看板、舗装路面、よう壁等)受変電設備(キュービクル)、屋外給排水・ガス設備、電力引込設備、太陽光発電設備、中央監視制御装置、ごみ置場、物置(基礎のないもの)、ルームエアコン、集合ポスト など
農 業	果樹棚、ビニールハウス、農機具(トラクター等) など

■ 償却資産と家屋の区分表 ※構造、用途、使用状況等により異なる場合がございます。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器、電話電源装置(蓄電池、充電器)		◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備		設備一式(LANボード、サーバー、ハブ、ルーター、ケーブル、配管)		◎		◎
	放送・拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
			配管・配線、埋め込み式スピーカー等	○			◎
	インターホン設備		集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備		受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備		設備一式	○			◎	
火災報知設備		設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、給湯器用)		◎		◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管、バルブ、カラン、排気筒等	○			◎	
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
		消火ポンプ・消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎	
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、駐輪設備等		◎		◎	
		工場用ベルトコンベア		◎		◎	
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
		厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
その他の設備等		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板、袖看板、簡易間仕切、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(舗装路面、門、塀、フェンス、植栽、自転車置場、外灯、側溝、看板、よう壁等)		◎		◎	

## ■ 固定資産税(償却資産)について

区 分	説 明						
納 税 義 務 者	令和 6年 1月 1日現在 における償却資産の所有者です。						
償 却 資 産 の 評 価	A 前年中に取得した資産の評価……取得価額×(1-減価率/2) B 前年前に取得された資産の評価……前年度評価額×(1-減価率) C 前年前に取得された資産で新たに課税される資産の評価 ○A および B に準じて行う ○取得価額×(1-減価率/2)×(1-減価率) <sup>経過年数-1</sup>						
税 額	償却資産課税台帳の登録価格(課税標準額)に税率の <b>1.4/100</b> を乗じた額です。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(課税標準額)</td> <td>(税率)</td> <td>(税額)</td> </tr> <tr> <td>計算例 1,500,000 円</td> <td>× 1.4/100</td> <td>= 21,000 円</td> </tr> </table> </div>	(課税標準額)	(税率)	(税額)	計算例 1,500,000 円	× 1.4/100	= 21,000 円
(課税標準額)	(税率)	(税額)					
計算例 1,500,000 円	× 1.4/100	= 21,000 円					
免 税 点	償却資産の合計課税標準額が <b>150万円未満</b> の場合は課税されません。 <b>(免税点未満と判断される場合でも必ず申告してください。)</b>						
課 税 台 帳 の 閲 覧	申告および調査に基づいて、価格などを決定して、固定資産課税台帳に登録し、各年度の4月1日から固定資産税課において所有者の閲覧に供します。						
納 期	<b>1期(5月) 2期(7月) 3期(9月) 4期(12月)</b> の <b>4回</b> に分けて納税していただきます。						

## ■ 注意事項

1. 正当な理由なくして申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合は罰則を適用されることがあります。
2. 申告書の受理後、償却資産の内容が適正であるかを確認します。資産の申告もれ等があった場合は、その年度だけでなく過去5年分まで遡及して修正することもあります。(※過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。)
3. 償却資産に**該当する資産がない場合**や、**解散、事業所閉鎖、休業、名称変更などをされた場合**でも償却資産申告書の備考欄等にその旨を記載し、**必ず申告してください。**

## ■ 課税標準額の特例などについて

地方税法第349条の3、本法附則第15条及び第64条に規定する機械設備等に対しては、課税標準の特例が認められています。また、地方税法第348条に該当する場合は非課税になります。

特例該当資産および非課税該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄にそれらの適用条項を記載してください。また、添付書類が必要ですので、詳細については固定資産税課までお問い合わせください。

### ※電子申告についてのお知らせ

本市では、インターネットを介した電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」による申告受付も行ってまいります。詳しくはeLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください、便利な電子申告システムをご利用ください。

## ■耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945	61	0.037	0.981	0.963

## ■耐用年数に応ずる減価率表による計算例

- ・前年中に取得した資産の評価 … **取得価額 × 前年中取得の減価残存率(1-減価率/2)**

(例) 令和5年8月に1,000,000円で購入した、耐用年数が10年の資産

$$1,000,000\text{円 (取得価額)} \times 0.897 = \underline{\underline{897,000\text{円 (令和6年度評価額)}}}$$

- ・前年前に取得した資産の評価 … **前年度評価額 × 前年前取得の減価残存率(1-減価率)**

(例) 令和4年8月に1,000,000円で購入した、耐用年数が10年の資産

$$1,000,000\text{円 (取得価額)} \times 0.897 = 897,000\text{円 (令和5年度評価額)}$$

$$897,000\text{円 (令和4年度評価額)} \times 0.794 = \underline{\underline{712,218\text{円 (令和6年度評価額)}}}$$

※ この表によって算出された1月1日現在の評価額が取得価額の5%以下となった場合、評価額は取得価額の5%にとどめます。

# 償却資産申告書の記載について

## ■ 記載方法について

次ページからの記載説明をご参照ください。

## ■ マイナンバー(個人番号)の本人確認の実施について

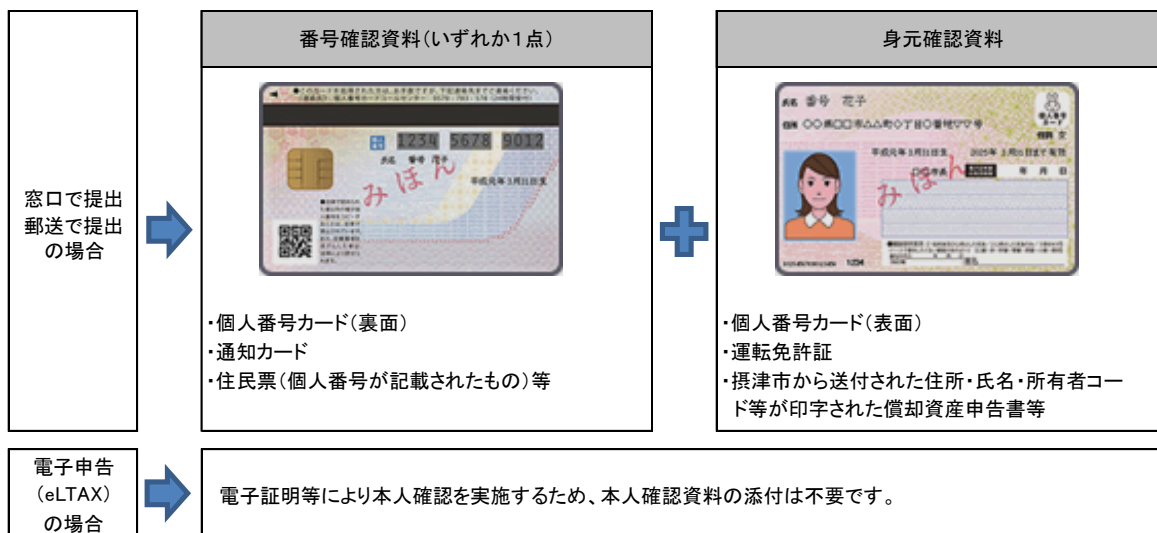
個人番号を記載した申告書を提出していただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認・身元確認及び代理権確認)が必要です。以下の①または②の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ提示していただきますようお願いいたします。

- ・郵送の場合は、①または②の本人確認資料の写しを添付してください。
- ・法人番号を記載した申告書の場合は、本人確認資料の添付は不要です。

※マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

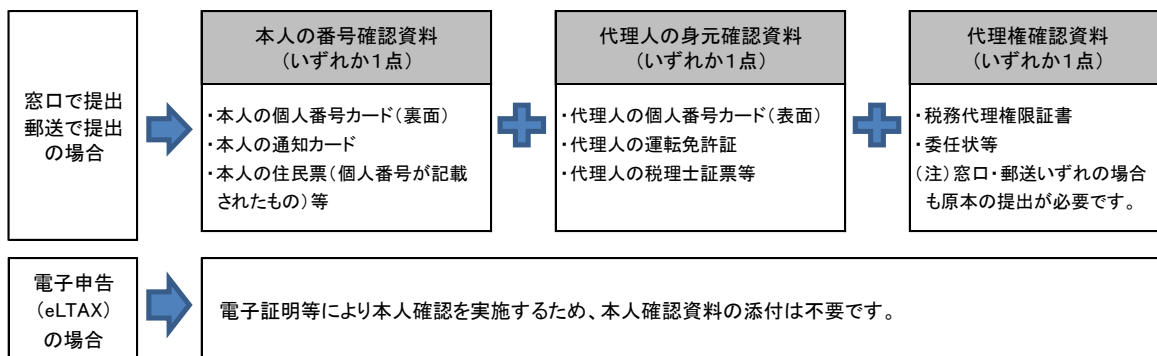
また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への記載がないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

### ①本人が申告書を提出する場合



※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

### ②代理人が申告書を提出する場合



※注意 通知カードは、記載された氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している事が確認出来た場合に限り、番号確認書類として利用できます。